

～事業主も加入できる労災保険の特別加入制度とは～

Q 中小事業主も加入ができる特別加入制度があると聞きました。

どのようなものですか？

A 中小企業の事業主や役員は一般の労働者とは異なり、原則として労災保険の対象外です。しかし中小事業の事業主等は一般の労働者と同様に働いている場合が多く、そのような中小の事業主等を保護するため「特別加入制度」が用意されています。

この制度を利用すれば事業主や家族従事者、法人役員なども万が一の業務災害や通勤災害に備えることができます。加入にはいくつか条件があり、対象となるのは一定規模以下の中小企業(業種ごとに労働者数の上限あり)で労働保険事務組合に事務を委託することが必要です。

保険料については加入者が自ら「給付基礎日額」を選び、それに応じて年額保険料が決まります。給付基礎日額は3,500円から25,000円までの16等級から選択することができます。高い日額を選べばその分給付額も大きくなりますが保険料も上がる仕組みです。

特別加入では一般の労働者と同様に業務災害や通勤災害に対する給付を受けることができます。たとえば、業務中、通勤中のケガによる治療費、休業中の給付、障害が残った場合の給付などが含まれます。安心して事業を運営するためにも特別加入制度の活用をぜひ検討してみてください。

労働保険事務組合とは事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて厚生労働大臣の認可を受けた団体です。事務組合が労働保険(労災保険と雇用保険)の成立申告・納付などの手続きを代行するので事務を軽減することができます。

お問い合わせは、 ☎03・5828・7200

お問合せのQRコード



1 特別加入者の範囲

中小事業主等とは

中小事業主等とは、以下の①、②に当たる場合をいいます。

- ① 表1に定める数の労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）
- ② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）

労働者を通年雇用しない場合であっても、1年間に100日以上労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

表1 中小事業主等と認められる企業規模

業 種	労働者数
金 融 業 保 険 業 不 動 産 業 小 売 業	50人以下
卸 売 業 サ ー ビ ス 業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

※1つの企業に工場や支店などがいくつかあるときは、それぞれに使用される労働者の数を合計したものになります。

※業種の区分については、原則として日本標準産業分類によることとしています。

4 給付基礎日額・保険料

(1) 給付基礎日額

給付基礎日額とは、保険料や、休業（補償）等給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。給付基礎日額が低い場合は、保険料が安くなりますが、その分、休業（補償）等給付などの給付額も少なくなりますので、十分ご留意の上、適正な額を申請してください。

給付基礎日額を変更したい場合は、事前（3月2日～3月31日）に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して労働局長あて提出することによって翌年度より変更することができます。

また、労働保険の年度更新期間中にも「保険料申告書内訳」または「給付基礎日額変更申請書」により当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、給付基礎日額の変更は、災害発生前に申請することが前提になります。給付基礎日額の変更申請前に災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額変更は認められませんので、給付基礎日額の変更を検討されている方は、事前の手続きをお勧めします。

(2) 保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものになります。

なお、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

給付基礎額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年間保険料 年間保険料=保険料算定基礎額(注) × 保険料率(3/1000)
25,000円	9,125,000円	27,375円
24,000円	8,760,000円	26,280円
22,000円	8,030,000円	24,090円
20,000円	7,300,000円	21,900円
18,000円	6,570,000円	19,710円
16,000円	5,840,000円	17,520円
14,000円	5,110,000円	15,330円
12,000円	4,380,000円	13,140円
10,000円	3,650,000円	10,950円
9,000円	3,285,000円	9,855円
8,000円	2,920,000円	8,760円
7,000円	2,555,000円	7,665円
6,000円	2,190,000円	6,570円
5,000円	1,825,000円	5,475円
4,000円	1,460,000円	4,380円
3,500円	1,277,500円	3,831円

(注)特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。